

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、マークラインズ株式会社 (MarkLines Co., Ltd.) と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した自動車および自動車部品に関わる情報提供サービスならびに情報処理サービス
2. 自動車および自動車部品に関わるマーケティングリサーチおよび各種情報の収集、分析
3. コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
4. コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸および管理
5. 書籍、印刷物の企画・製作および出版ならびに販売
6. 経営コンサルティング業務
7. 技術・生産コンサルティング業務
8. 広告、宣伝の情報媒体の企画・売買ならびに広告代理店業務
9. 人材紹介業務
10. 有価証券の取得および保有
11. 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用および管理、ならびに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資
12. 融資、融資の斡旋、保証、金銭債権の買取業務および総合管理業務
13. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、営業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務
14. 前号の業務の対象とした企業に対する財務、将来性等の企業評価の受託
15. 主にベンチマーキング活動で利用する自動車および自動車部品等の仕入、販売
16. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によ

って電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、27,648,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し

て、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第17条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に書面で通知しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものも含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを得ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものも含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人の設置

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(期末配当金)

第49条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第50条 当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附 則)

第1条 第3条の変更の効力発生は、2020年3月30日とする。なお、本附則第1条は効力発生日をもって削除する。

平成	12年	12月	21日	作成
	12年	12月	22日	公証人認証
	13年	1月	4日	会社成立
	13年	3月	19日	改正
	13年	5月	15日	改正
	14年	3月	27日	改正
	14年	4月	24日	改正
	15年	3月	27日	改正
	16年	3月	26日	改正
	18年	3月	28日	改正
	18年	6月	7日	改正
	19年	3月	27日	改正
	22年	3月	26日	改正
	26年	3月	27日	改正
	26年	8月	22日	改定
	28年	3月	30日	改正
	29年	3月	29日	改正
	29年	5月	12日	改正
	29年	6月	9日	改正
令和	元年	8月	29日	改正
	2年	3月	26日	改正